

学校感染症による出席停止について

大阪府立芥川高等学校

保護者様

医師により下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法施行規則第 19 条の規定により、出席停止扱いとなり、定められた期間登校できません。つきましては、主治医の指示に従い、許可が下りるまで療養させてください。登校に際して、下記の「登校に関する意見書」を主治医に記入していただき、担任に提出してください。

担当医様

下記生徒は、現在、学校保健安全法施行規則第 19 条の規定により出席停止としております。つきましては、感染拡大防止のため、登校が可能と考えられる時期についてご判断いただき、下記の「登校に関する意見書」に必要事項をご記入くださいますよう、よろしくお願いいたします。

大阪府立芥川高等学校

登校に関する意見書

年 組 氏名

上記の生徒が感染していた（疑いを含む）学校感染症の病名を○で囲んでください。

- | | |
|-----|---|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルク病、急性灰白髄炎、ジフテリア、痘瘡、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1） |
| 第二種 | インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘、咽頭結膜炎（プール熱）、結核 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、その他の感染症（ ） |

○ 感染の恐れがないと判断しますので、令和 年 月 日からの登校が可能であることを患者本人に指示しました。

年 月 日 医療機関
医師名

印